

# 第1回江別市後見実施機関に関する検討委員会議事録

**1 日時** 平成28年10月5日（水）16時00分～18時05分

**2 場所** 江別市民会館 31号会議室

## **3 出席者**（敬称略）

- （委員） 林 恭裕（北翔大学教授）、西脇 崇晃（弁護士）、  
大桃 涼輔（司法書士）、菅 しおり（社会福祉士）、  
森田 弘之（NPO法人）、中川 雅志（江別市社会福祉協議会）
- （アドバイザー） 東 啓二、佐々木 佐織  
（東京大学大学院教育学研究科・一般社団法人地域後見推進センター）
- （事務局） 健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉課長、障がい福祉係長、  
介護保険課長、参事（地域支援事業担当）、主査（地域支援事業担当）、  
主任（地域支援事業担当）
- （傍聴人） なし

**4 欠席者** なし

## **5 委員会資料**

- ・次第
- ・資料1 委員名簿
- ・資料2 江別市後見実施機関に関する検討委員会設置要綱
- ・資料3 平成28年度江別市成年後見制度ニーズ調査結果
- ・資料4 成年後見関係事件の統計データについて（札幌家裁管内）
- ・資料5 江別市における各種統計データ
- ・資料6 江別市後見実施機関に関する検討委員会設置までの取組状況
- ・資料7 後見実施機関設置自治体状況
- ・資料8 （仮称）江別市後見実施機関の役割・機能のイメージ案
- ・資料9 今後のスケジュール

## **6 議事概要**

### **【1 開会】**

### **【2 委嘱状交付】**

### **【3 市長挨拶】**

国は2025年、認知症患者が700万人になるという時代に備え、国家戦略である新オレンジプランを作り、環境等の整備を進めている。

市町村においても、障がい者対策、要介護者対策と相まって、今後増加するであろう認知症患者に対応する、それぞれの市町村にふさわしい対策をいかに取るか、ということが問われている。

中でも後見制度の利用支援については、江別市では平成27年度に皆様方のご支援とご協力を得て市民後見人養成講座を開催し、31名の候補者を育成していることから、喫緊の課題として認識している。

現在、国が求めている後見実施機関、いわゆる後見センターの設置について検討の必要がある。本日は成年後見のニーズ、後見実施機関の委託などについてご協議いただきたい。

皆様の豊富な知識、経験から、江別にふさわしい認知症対策へ、忌憚のないご意見、ご助言をいただきたい。

#### **【4 各委員等紹介】**

(事務局より委員紹介)

(事務局よりアドバイザー紹介)

(事務局より職員紹介)

##### **○事務局**

(会議成立要件の報告)

(本委員会設置目的の説明)

本委員会は成年後見制度の利用支援を目的とする後見実施機関の設置に関し、委員の各立場から専門的な意見を提示してもらい、市の方針決定における重要な判断材料とさせていただくもの。

#### **【5 委員長選出及び職務代理者指名】**

##### **○仮議長（健康福祉部長）**

委員会設置要綱第5条第1項により、委員の互選となっている。

##### **○委員**

今回初めて顔を合わせる人もいることから、事務局案の提示を願う。

##### **○事務局**

事務局としては、大学において地域福祉を専門とされているに林委員にお願いしたい。

(異議なし)

(林委員承諾)

##### **○委員長**

委員会設置要綱第5条第3項に基づき、私から森田委員にお願いしたい。

(森田委員承諾)

## ○委員長

当委員会を公開とするか否かについて諮りたい。事務局に対し、本委員会の公開・非公開の考え方について説明を求める。

## ○事務局

江別市市民参加条例に基づき、市民参加の理念のもと原則公開である。

## ○委員長

各委員からの異議がないようなので、本委員会を原則公開で行うこととする。

(傍聴希望者がいないため検討事項に移る)

## 【6 検討事項】

### (1) 「成年後見ニーズ」ア「後見実施機関の必要性」について

(事務局より資料3～6に基づき説明)

## ○委員長

アドバイザーへ提供資料の説明と助言を求める。

## ○アドバイザー

資料は後見実施機関の設置検討にあたり、アドバイザーの依頼があった際に各自治体へ提示しているもの。

実施機関設置の法的根拠は老人福祉法及び知的障害者福祉法。業務としては人材育成、人材活用、市民後見人の活動支援を行う。法の趣旨については、平成24年3月に各市町村へ厚生労働省が通知しているもの。

市町村長の推薦となっているが、実際は市町村長から委任された実施機関が適正な市民後見人を家庭裁判所へ推薦している。また、各自治体の状況として、家庭裁判所に報告する前に、実施機関が後見人の活動内容や金銭管理内容をチェックし、間違いのないような活動支援をしている。

実施機関の4つの役割（効果）については重要と考える。

ひとつには継続的な支援体制の確保。

2つ目として家庭裁判所からの信頼を高めて、法人もしくは個人受任につなげる。

3つ目は市町村もしくは実施機関が市民後見人を家庭裁判所へ推薦するスキームを作ることによって、法律上の市町村の責任を果たすことになる。

4つ目は市民が実施機関の存在を認知し、色々な相談が実施機関に寄せられる。また、通報も多くなる。後見の利用や権利擁護の支援という意味で、市民にとって心強い存在となる。

道内では実施機関の委託先はすべて社会福祉協議会。全国的に見ても、裁判所はNPO法人には色々なレベルがあると考えている。これに対し、社会福祉協議会は社会福祉法に

基づく団体として、裁判所から信頼を得やすい傾向にある。個人的には江別市も社会福祉協議会が担うことが望ましいと考えている。

実施機関の名称についても重要である。町村では「サポートセンター」のような住民になじみやすい名称を使う傾向にあるが、市の規模になると「サポートセンター」という名称のつく他の施設も多いことから、「成年後見センター」「成年後見支援センター」等の名称が多い。

市民後見人の活用については、個人後見の場合は複数（2名）受任が多い。法人後見の後見支援員としての活用も多い。特に実施機関立ち上げ当初は法人後見の支援員としての活動のみからスタートし、個人受任も担っていくという流れが道内の傾向。

道東では家庭裁判所の市民後見人の個人受任に対する理解が進み、個人受任（複数名）が進んでいる。

道北では財産管理を専門職（弁護士、司法書士）、身上監護を市民後見人が担っている。

道内4つの家庭裁判所それぞれの考え方があがるが、ここ数年で個人受任や法人後見の支援員として、確実に市民後見人の活動の場が広がっている。

また、日常生活自立支援事業の生活支援員として、市民後見人を積極的に登用している市町村も多い。

## ○委員

どういう意味で実施機関が必要なのか。一つは「センターオブセンター」的役割。地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業所等の相談機関が縦割りのたぐさんできている。

それぞれの機関で成年後見ニーズに対応する時、機関ごとの関心度や成熟度によって対応が違ってくるとい問題が現実にある。

それを成年後見センターのようなものにつなげることで、全市的な対応が可能になってくる。地域の相談機関と後見実施機関とのネットワークがあると、必要な人がもう少しスムーズに成年後見制度に移行できるのではないかと、という感想を持った。

もう一つは、市民後見の問題。人材養成機関としての役割が必要で、それは既存の地域包括支援センター等が担うものではない。また、市民の中に成年後見制度が一般化していない。制度の啓発的な役割としても、専門的なセンターがある方が良いのかと感じた。

## ○委員

相談対応においては最初の判断が重要。すでに後見実施機関のある他市町村では、後見実施機関が専門の担当者を養成しているのか。または、専門職へ委託しているのか、どちらの流れが多いか。

## ○アドバイザー

社会福祉士を配置して相談対応にあたっているところが多い。配置方法は、専任、兼任いずれもある。

相談が入ると、最終的には受任調整会議等で市民後見人が担当できる案件なのか、専門職へ依頼した方がいいのか、検討しながら進めている状況。

### ○委員

設置当初の相談件数はそれほど多くないので、最初から専門職を配置するところと、そうでないところに別れてくると思う。

A市の場合は社会福祉士を一人配置したが、設置当初は受任等直接的な仕事は急には来ない。どちらかという制度の普及啓発や基盤整備に力を入れているところだと思う。

後見実施機関の必要性はわかっている。重要なのはその中身、理由である。その部分は今後煮詰めていく必要がある。

### ○事務局

実施機関が何をどこまで担うのか、という点については、次回議論していただければと思っている。

### ○委員長

既存の社会資源との関係も含め整理しなければならないこと、協力関係を求めていかななくてはならなくなる。この議論を深めるのは次回とする。

## (2) 「後見実施機関の運営方法」ア「後見実施機関の委託」について

(事務局より資料7、8に基づき説明)

### ○委員

全道的な傾向として、後見実施機関は社会福祉協議会へ委託している。江別市も後見実施機関を社会福祉協議会に委託したい、という意味か。

### ○事務局

相談窓口機能として、日常生活自立支援事業や生活困窮者相談との関連性、及び地域とのネットワークを考慮すると、社会福祉協議会に協力をいただけるとありがたい、と考えている。

### ○委員

どこの社会福祉協議会も日常生活自立支援事業と成年後見は重なり合っている。

それと、市民後見をどう考えるか、ということもある。地域の中で成年後見を必要とする人がいる時に、地域の見守りネットワークの中で、その人と同じ地域の人が後見を行うという、地域密着型支援がリンクされた方が良いのではないか。地域の中で見守るという意味で、市民後見、市民参加と言えるのかなと思う。そういう機能は社会福祉協議会が本

来持っている機能であり、だからこそ社会福祉協議会への委託なのでは。

## ○委員

日々の相談業務の中で、現状のNPO法人としては、人材や財政基盤等の関係で後見業務に対応できない案件も多い。

社会福祉協議会の生活困窮者相談が窓口となり、そこから後見制度へシフトしていく、また、日常生活自立支援事業から状況に応じて後見制度へシフトしていくという連携が考えられる。

社会福祉協議会の中にあるボランティアや民生委員という資源の活用という点で市民後見を考えた場合、地域で支え合う基盤を持つ社会福祉協議会の中に後見実施機関を置く方が望ましい。横のつながりが活かされるのではないか。

## ○委員

委託という方向性が出て体制が整うなら、受けられるのではないか。

後見実施機関立ち上げ当初は、数える程度しか相談は来ないというイメージを持っていた。最初は人材を養成する、制度を作る、組織をきちんと作るというイメージがあった。

ニーズ調査の結果を市としてどのように受け止めているかを伺いたい。後見制度を利用した方が良いと回答のあった高齢者70名と障がい者35名が、後見実施機関設置後にどのような行動を取ると考えているか。一斉に相談に来ると考えているのか、あくまでも数字だけの話ととらえているのか。後見実施機関が立ち上がったなら、社会福祉協議会として施設にもPRして市民の期待にどんどん応えていくものと考えているのか。

## ○事務局

いきなり全員が相談に来ることは想定していない。本来、後見制度の利用が必要であるにもかかわらず制度を知らない、どういうところに相談したらよいかわからない、という潜在的ニーズの掘り起しによってくるものとする。

後見実施機関立ち上げ後、いかにして相談件数を増やしていくか、その点は社会福祉協議会のみならず、行政も活動を一緒にやっていく考えでいる。

## ○委員

他の自治体における、後見実施機関設立後の後見制度が必要な人の実際の動きはどうなっているのか。

## ○アドバイザー

江別市における成年後見制度を利用した方が良いと思われる高齢者、障がい者の割合のアンケート結果は、驚くほど低い数字である。逆に、制度をある程度知っている施設側として、現に困りごとが起こっている数字だと想定できる。この人達又は施設のスタッフは、後見実施機関が立ち上がったなら基本的に相談に来ると思う。予備軍ではなく候補者と読み

替えても良い数字である。

例として、人口18,000人の自治体で、センターが立ち上がった後、年間で延べ308件の相談実績がある。内訳は医療機関（精神疾患）が半数。日々、後見制度が必要だと考えている医療機関のスタッフが相談に来る動きがある。

江別市においても、平準化するまでは相談件数は多いと予想される。

## ○アドバイザー

相談件数が全て後見受任につながるわけではない。直接の支援につながらないのが権利擁護の難しさと言われているが、それでも相談に要する時間はまちがいなく増加すると考える。

## ○委員

基本的に施設入所者については、成年後見制度が必要な人がたくさんいる。ただ、今までは親族や地域の見守りの中で、また制度自体を知らないこともあり、相談に来なかっただけ。

一方、事業所の職員から見ると、制度が必要と考える実人数なのかもしれない。ただし、その人数がイコール相談件数になるかどうかは、地域での支え合いの関係や事業所の支援等によって異なる。

利用者の預り金一つを例に挙げても、金額が莫大になるため、本当は施設では預かりたくないと思っている。そこに成年後見人が入ってくるといいのだろうと思う。

ひとつ言えるのは、今後、独居高齢者が地域で増加していく中、権利侵害から守るという点で必要になってくる。今後の備えという意味での制度なのではないか。

## ○委員

高齢者の場合、本人の意思がある程度ある場合、限られた年金の中から後見人に報酬を支払いたくないという例がある。又は家族が金銭を管理できているのに、なぜ他人に頼む必要があるのか、という例もある。ただ、本人のものさえ買うことができない状況を適正な管理と言えるのか疑問な例もある。そういう時に、その人の家庭状況のアセスメントをして申立てにつなげることが難しい。

実際は市民後見に何を望むのか、というのが大事なところだと思う。どの部分を望むのか。

## ○委員

金銭的に余裕のある階層は専門職後見を利用する。階層によっても異なる。

また、市民後見人には身上監護だけを求めるのか、財産管理も求めるのか。そこは今後議論していかなくてはならない。

ただ、市民後見人には多くを求められないと思う。

## ○委員

相談を受けても裁判所への申立てにつながるケースは少ない。裁判所の統計でも、後見制度の利用につながるのは相談者全体の2%程度と言われている。

制度利用へつながるのは、土地・家屋を売る、遺産分割協議が始まる、生命保険金がおろり、定期預金の解約等、目的がある程度特化しているケース。単に財産管理という漠然としたものは、なかなか制度利用につながらないのが現状。

## ○委員

後見実施機関が全てを引き受けなくても、専門職へつなげれば良い。その仕分けができるかがポイントとなる。高齢者70件すべての相談が来たら困る、というのではなく、ノウハウを少しずつ付けていくしかない。

## ○委員

委託の方向を前提として考えていかなければならないのだろうが、昨年スタートした生活困窮者相談窓口で受ける年間380人の相談に対して、職員2人で手一杯の状態と聞いた。相談だけでも、それなりの体制が必要になる。継続的な支援ということを考えても慎重に考えるべきか。

また、市に対しても、後見制度が必要な人をどのようにしたいのか、真剣に考えた上で方向性を検討してほしい。社会福祉協議会がいいから、ということにはならない。

## ○委員

社会福祉士会は後見報酬が出ないケースを受任することが多いと聞く。そういう人達の支援を考えると、やはり社会福祉協議会が色々なノウハウを持っているので、期待が大きいと思っている。

## ○委員

社会福祉協議会の運営にどれだけ市民参加を取り入れるか。例えば養成講座を受けた市民後見人が相談員としてボランティア的に相談業務を担う仕組みを作るとか、専門職とのマンパワーのバランスを考える等。

## ○委員長

運営についての具体的な議論は次回以降にしたい。

## (2)「後見実施機関の運営方法」イ「後見受任形態」について

(事務局より資料7に基づき説明)

## ○委員



後見実施機関の機能として法人後見は必要と考えるがいかがか。

法人後見受任からスタートしないと、いきなり市民後見人が個人受任するという話にはならないだろう。家庭裁判所も法人受任の方が認めやすいのでは。

## ○委員

広域で後見実施機関を設置しているところの体制はどのようになっているのか。運営費用は各自自治体が持ち寄っていると思うが、受任する時も各自自治体の社会福祉協議会が受けているのか。

## ○アドバイザー

B町後見実施機関の場合、B町社会福祉協議会が他町村民の後見を行っているが、来年以降解散することで合意に達している。

C市後見実施機関は、実質、広域で機能していない。北海道では現実的に自治体間の距離がありすぎて、広域は無理だろう。構成員として負担金を支出しても、センターから人が来てくれる状況にないという話を聞く。

D市の場合、法人後見は平成27年度から始まった。釧路家裁が当初、法人後見を認めず、個人後見から開始した経緯がある。

法人後見から始める流れはあるが、法人後見にこだわる必要はない。

江別市の場合、後見人養成講座受講修了者全員が名簿登録を希望したという特殊性があり、後見人候補者の積極性と資質の高さがうかがえる。

全道的には名簿登録者は養成講座修了生の52%程度。江別市の場合、市民後見人名簿登録者の意欲が高いので個人後見から始めても良いのでは。

## ○委員

個人受任が中心になると、委託された社会福祉協議会のマネジメントがかなり大変になるのでは。個人受任を社会福祉協議会がどういう形でサポートするのか。後見監督の機関として、ということになるか。

## ○アドバイザー

施設入所者は優先的に個人受任で対応するとか。

道北の例では、専門職と複数受任し、週一回の身上監護は市民後見人、財産管理は専門職という例もあり、やり方は色々ある。

## ○委員

特別養護老人ホームは管理しやすいが、要介護3以上の入所者は大半が後見制度の利用対象となるので、対象者が膨大になる。

地域で権利侵害の起こりやすいところをターゲットにしていくのか。入所系を対象にすれば件数は増えるが。

## ○アドバイザー

施設入所者も住民である、という切り口もある。

## ○委員

専門職団体では施設入所者の成年後見を担っていると思うが、かなりの数があるか。

## ○委員

たくさんある。弁護士や司法書士と事務を分掌するケースは本当に稀であり、裁判所も好まないと思う。

制度利用者にとっても、裁判所から見ても、継続性や信頼性の観点から、法人後見の方がメリットがあると考えられる。社会福祉協議会という名前があるのと、単純に一人でやりますというのでは、信頼性が随分違ってくる。横領の問題も色々ある中、安全性という意味でも法人後見の方が良いのかな、という単純な印象を受ける。

市民後見人が個人で受任するメリットがあまり見えない。社会福祉協議会の負担が軽くなるなら良いのだが、いずれにせよマネジメントをしなければならないのであれば、どうなのか、と思う。

## ○委員

所得の低い人ほど権利侵害を受けやすい状況がある。専門職の数も少ない中、そこをサポートするために、市民後見人は必要と考える。

また、本人の地域との関係性、地域で生活を継続させるという観点からも、地域の見守りとリンクした市民後見の仕組みは必要。

それをバックアップする社会福祉協議会として、法人後見が良いのか、市民後見人が個人受任するケースを監督する仕組みが良いのか、もう少し議論しなければならない。

## ○委員

もちろん市民後見の仕組みは必要だと思っている。法人後見か個人受任か、どちらかを選択という話になった時に、個人受任のメリットがあまり見えてこない気がただけである。

## ○アドバイザー

全道的には、法人受任も個人受任も両方やっている社会福祉協議会が多い。

困難事例を法人で受け、落ち着いたら、法人後見の支援員として実績を積んだ市民後見人の個人受任へ切り替えていく流れを作っている例もある。そうすることで、受任件数が増加していった時の社会福祉協議会の負担を少なくし、また、市民後見人の経験値を上げることができる。

## ○事務局

いくら養成講座を受講したといっても、いきなり個人受任というのは不安要素が大きい。まずは法人受任の形を先行させつつ支援員としての経験を積み、少しずつ個人で受任していく環境を整えていければ、と考えている。

## ○委員

成熟度、市民の意識度の問題。制度的には法人受任の支援員として経験させる形を作り、個人受任に移行できるものは移行していく。

法人と個人、二者択一ではないというのは確かである。

社会福祉協議会だから安心できるが、個人は嫌だという人もいるので、そこは臨機応変に対応できるように。仕組みとしては組織的に対応する部分は優先した方が良いのでは。

## ○委員

社会福祉協議会の体制がきちんと整っていないと、いくら法人後見だとしても裁判所も選任しないだろう。裁判所に対して、江別市が立ち上げた後見実施機関の体制、バックアップ体制等のレクチャーも必要。

札幌市内ではNPO法人は恐らく法人後見をやっていない。社会福祉協議会、弁護士会の法人格及び司法書士の法人格といった、限定的なところしか行っていないと思う。

社会福祉協議会にお願いしたい理由として、個人受任だと、受任後に様々な理由で辞任する時の手続き（申立て、新たな人の選任）が大変になる。法人受任ならば、柔軟な対応ができるかと思う。

## ○委員

事務局が今後実施する先進地の実態調査の結果を待ちたい。

法人受任と個人受任の選択理由や、実施機関立ち上げ当初及び現在の組織体制等、次回の資料として調べていただきたい。その上で江別にふさわしい方法を考え、社会福祉協議会にお願いしたい、という結論になれば、それはそれだと思う。先進地の実態をわかった上で一歩進めたらと思う。

## ○委員

江別市とほぼ同規模の市で、個人も法人もそれなりの件数を受任している例がある。同規模市の後見支援センターの受任形態を次回もう少し詳しく聞きたい。

## ○委員

他にも例になる市について、何箇所か事例的で良いので詳細を聞きたい。

## ○事務局

調査は実施機関を設置している道内全ての自治体を対象とし、その中で、特定の自治体

への聞き取りをする等して次回に臨みたい。

## **(2)「後見実施機関の運営方法」ウ「日常生活自立支援事業との関係」について**

### **○委員長**

(委員(社会福祉協議会)へ説明を求める)

### **○委員(社会福祉協議会)**

(資料5に基づき説明)

平成25年度までは北海道社会福祉協議会が直営で実施。平成26年度から各地区の社会福祉協議会に委託。市民に身近になったこともあり、件数が増えている。

自立生活支援専門員は1名いるが、契約が19件となると対応しきれず、もう1名追加で対応しているのが現状。

生活支援員の登録者数も増やしてはいるが、様々な理由で対応できないという実情がある。詳細は随行者から説明させていただきたい。

### **○委員長**

了承する。

### **○随行者(社会福祉協議会)**

(資料5に基づき説明)

日常生活自立支援事業の要となる自立生活支援専門員は、訪問調査、支援計画策定、契約、計画策定後のモニタリング、生活支援員が契約者宅を訪問した際の報告への具体的な対応等が役割。2名が任命を受けているが、事実上は1名で稼働している。

専門員が策定した支援計画に基づき、実際に契約者宅を訪問するのが生活支援員で、現在在籍15名中、ケースを持っているのは9名。

ケースを受け持っていない6名中3名は社会福祉協議会職員。残る3名は、現職で働いている、運転免許証を持っていない等、ケース調整が難しい部分がある。

日常生活自立支援事業は、市民後見の支援と重なる部分も多く、市民後見人候補者が当該事業の生活支援員業務に関わっていただけると当該事業も充実し、また、市民後見人候補者にとっても、将来の後見活動に役立つと思われる。

### **○委員**

日常生活自立支援事業の契約件数について、今後どの程度の増加を見込んでいるか。

### **○随行者(社会福祉協議会)**

見込みは立てていない。ただ、北海道社会福祉協議会から市社会福祉協議会へ事業がおりてきて、色々な機関がこの制度を認識してきている。今後は、関係機関からの相談件数

が増加すると考えている。

### ○委員

日常生活自立支援事業の契約者で後見制度利用へ移行した例はあるか。

### ○随行者（社会福祉協議会）

2件ある。

### ○委員

後見制度との線引きが微妙。厳密にやると保佐、補助レベルの人であっても、日常生活自立支援事業で支援している場合もある。

### ○随行者（社会福祉協議会）

北海道社会福祉協議会の見解では、後見制度の保佐レベルまでは日常生活自立支援事業の守備範囲。あとは契約ができるか等、ケースバイケースで判断することになる。

### ○委員

明快な線引きができないので、成年後見制度と日常生活自立支援事業とがうまく連携しながらやっていけると良いのでは。

### ○アドバイザー

日常生活自立支援事業で支援できる程度の判断能力を有するが、遺産分割等、後見制度での対応が必要になったのを機に、後見制度利用へ移行する例が多いという印象。

### ○アドバイザー

日常生活自立支援事業は有料老人ホームやグループホームに入居すると、契約が切られてしまう。そのタイミングで本人を成年後見制度で救わないとならない。

### ○随行者（社会福祉協議会）

現在契約中の19名中、グループホーム入居者はいないが、有料老人ホーム入居者はいる。ただ、北海道社会福祉協議会では、既に契約している人であれば、前述の施設へ入居しても契約は継続できるが、新規契約者については、施設入居のタイミングで契約は終了することになっている。

### ○委員

弁護士への相談はトラブル発生後のことが多い。市民後見やバックアップ体制が充実すると、相続トラブルも格段に減少すると思う。

後見実施機関が確立されることは、市全体にとっても大切なことと思う。

**(3)「その他」ア「今後のスケジュール」について**  
(事務局より資料9に基づき説明)

**【7 その他】**

(各委員、事務局からの発言なし)

**【8 閉会】**